

(目的)

第1条 この条例は、飲料容器等の散乱防止に係る責務及び美化活動に対する支援等に関する必要な事項を定めることにより、ごみのない美しい街を創り、もって環境保全都市の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料品等 飲料品、食料品及びたばこをいう。
- (2) 飲料容器等 飲料品等の消費済みの容器、包装その他の規則で定める物をいう。
- (3) 商店街振興組合等 商店街振興組合及びこれに準ずる団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、飲料容器等の散乱防止のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。
2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、事業者及び市民との緊密な連携を図るものとする。

(飲料品等の事業者の責務)

第4条 飲料品等の製造業者、卸売業者及び小売業者は、飲料容器等を回収するとともに、市民に対して、飲料容器等の散乱防止について協力を求めるものとする。

2 飲料品等の小売業者は、建物外に飲料品等の自動販売機を設置するときは、回収容器を設置し、及び管理するとともに、当該自動販売機の周囲を美化するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市又は町内自治会その他これに準ずる団体(以下「町内自治会等」という。)が実施する美化活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(平19条例47・平20条例92・一部改正)

(美化協定)

第6条 事業者は、当該事業所の周辺の区域において継続的に美化活動を実施しようとするときは、市長と美化協定を締結することができるものとする。

2 商店街振興組合等は、当該商店街の区域において継続的に美化活動を実施しようとするときは、市長と美化協定を締結することができるものとする。

3 次に掲げる団体は、当該団体ごとに市長が定める区域において継続的に美化活動を実施しようとするときは、市長と美化協定を締結することができるものとする。

- (1) 町内自治会等
- (2) 地域に密着した活動を行っている団体であって市長が認めるもの

4 市長は、前3項の規定により美化協定を締結したときは、当該協定を締結した旨を市民に周知するものとする。

(平20条例92・一部改正)

(支援)

第7条 市長は、第5条に規定する美化活動に参加する市民及び前条に規定する美化協定を締結したものに対して、予算の範囲内で支援を行うよう努めるものとする。

(平19条例47・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第47号)抄

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第92号)

この条例は、平成20年10月6日から施行する。